

国への緊急要望項目

【全般的事項に係るもの】

1. 帰島後の支援（関係各省庁）

国及び都・村の三者からなる「三宅島帰島プログラム準備検討会」で取りまとめた安全対策、基盤整備、生活再建に向けての取り組みを、今後具体化するにあたって特段の措置を講じること。

2. 三宅村に対する特別交付税による特段の財政支援（総務省）

三宅島の災害復旧及び復興事業に要する財源負担について、特別交付税による特段の財政支援を行うこと。

【村民の安全確保に関する事項】

1. 火山ガス安全対策等に係るもの

・「補助対象項目」の拡大（関係各省庁）

「脱硫装置設置及び火山ガス観測機器設置・情報伝達設備等」を補助対象とすること。

2. 「水準測量」の実施（国土交通省）

現在、東京都が火山活動観測の一環として「三宅島の水準測量」を隔年で実施しているが、帰島にあたり、火山活動観測の予測精度を高めるため、毎年の観測ができるよう、国土地理院においても隔年で「水準測量」を実施すること。

【島内の基盤等の整備に関する事項】

1. 三宅島における被害拡大防止及び応急復旧対策

(1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の対象施設の拡大

（国土交通省・農林水産省）

港湾・漁港災害では、災害採択対象施設は現行法で限定列挙されており、港湾旅客施設や港湾・漁港施設用地等は対象施設となっていないため、当該施設（阿古漁港（錆ヶ浜港）の船客待合所の復旧等）を含めた国庫負担法等の公共災害対象施設とすること。

(2) 自然公園施設の災害に対する災害復旧事業の適用（環境省）

現行では災害復旧事業の対象とならない自然公園施設を、その対象とすること。

2. 村営住宅に係るもの

- ・「補助基本額」積算単価の引上げ（国土交通省）
村営住宅建替え等にあたっての標準単価を引き上げること。

3. 公共公益施設に係るもの

(1) 公共公益施設の復旧への補助（関係各省庁）

三宅島の場合、火山ガスの放出等災害の継続により、状況が悪化しているため、その復旧についても補助対象とすること。

(2) 小中学校、三宅高校の復旧に際しての補助対象の拡大と事務手続きの迅速化

（文部科学省）

施設の安全対策の一環として、災害復旧工事の中で脱硫装置設置等を国費補助で整備できるようにすること。

また、災害補助が確定するのは査定後ほぼ三ヶ月後であり、確定後、復旧工事を契約することとなる。4月開校に向けて、8月中の査定確定、9月中の契約が可能となるよう、査定の事務手続きを簡素・迅速化すること。

(3) 保育園の復旧に際しての補助対象の拡大（厚生労働省）

施設の安全対策の一環として、災害復旧工事の中で脱硫装置設置等を国費補助で整備できるようにすること。

(4) 診療所の改修等や診療体制の充実に対する特段の配慮（厚生労働省）

施設の安全対策の一環として、災害復旧工事の中で脱硫装置設置等を国費補助で整備できるようにすること。

また、医療機器等の整備や医師等の確保に際して、特段の配慮を行うこと。

(5) 簡易水道施設の災害復旧に対する特別措置（厚生労働省）

現在、災害復旧の国庫補助対象として行っている事業以外で、災害を起因として、新たに発生した水源水質の悪化や、管路の破損等の復旧事業についても、国庫補助の対象とすること。

(6) LPガス設備の災害復旧に対する財政支援（経済産業省）

LPガスの復旧については、LPガス事業者負担で整備するが、その整備費用は料金に上乗せし、結果的に、所有者(個人)負担となる。しかも、LPガス事業者は、零細企業であり、一時的であれ約1000戸の復旧整備費用を負担することが困難である。

LPガス設備の災害復旧に係る島民の負担を軽減するため、必要な財政支援を行うこと。

4. 産業基盤整備に係るもの

(1) 農地及び農業、漁業関連施設の災害復旧に係る補助対象の拡大（農林水産省）

現状の補助対象は、地震、降灰など異常な天然現象により生じた災害としているが、火山ガス及び長期間の避難により放置されたため生じた被害（農業関連施設や漁業関連施設の腐食等）についても、補助対象となるよう緩和措置を講じること。

(2) 補助事業により整備した施設等の処分の特例（農林水産省）

村営牧場関連施設など甚大な被害を受け回復が困難で、当初の事業目的の達成が見込めない施設を処分した場合、補助金の返還を免除すること。

【村民生活の自立支援に関する事項】

1. 村民の生活の再建に係るもの

(1) 被災者生活再建支援法の弾力的な運用（内閣府）

4年以上もの長期避難生活が続く三宅島災害においては、通常の災害とは異なる特別な状況があり、被災者生活再建支援制度に関して、弾力的な運用を図ること。

(2) 災害援護資金貸付金の融資条件の緩和（厚生労働省）

① 貸付限度額を増額すること。

② 利率3%について負担を軽減すること。

③ 被害認定にあたっては、避難の長期化に伴う腐食や野ざらし被害等の特別な事情を十分に勘案し、弾力的な運用を図ること。

④ 貸付要件に、屋根やブロック塀の損壊など、現行制度に規定する損害と同程度の被害であって、厚生労働大臣が特別の理由があると認めたものを追加すること。

⑤ 長期避難に対応するために、貸付限度額の範囲内での再貸付を認めること。

2. その他

(1) 離島航路運行事業者に対する特別支援措置の継続（国土交通省）

三宅島の火山活動の影響により、旅客数が大幅に減少していることから、離島の生活航路を運行している離島航路事業者は、航路の維持に支障を及ぼすおそれが続いている。

このため、離島航路補助金の災害分の割増を引き続き措置すること。

(2) 災害廃棄物の処理に対する国庫補助対象の拡大（環境省）

災害廃棄物の処理については、国から1/2の補助金の支出の下、村が実施することとなっているが、今回の三宅島災害においては、長期にわたる火山ガス被害と放置により、従来の災害廃棄物の概念を超える量と種類の災害廃棄物が発生している。三宅島災害の特殊性を鑑み、使用できなくなった自動車等について、補助適用として幅広く対象とするとともに、複数年度の処理が認められるようにすること。